

問に對し、国民健康保険団体連合会というものが有り二十三区、二十六市の
保険者の連合体で組織されている連合会において審査支払いのチェック
をするわけであるので、そこで福生の対象件数として十六万三千八百十件
掛けることの十八円四十四銭で推計している。若干これは四月診療分とし
て翌月精算する分もあるのでそれはマイナスしているが、これも連合会の
方から統一的に単価が後日示されるので、それによって多少の変更が出る
との説明がなされました。

また健康家庭記念品の五十八年度の対象と五十九年度の予定を伺
いたいの質問がありまして、これに對し、五十九年度において一人世帯として
三百世帯、二人以上の世帯として九十世帯。一人世帯の場合一千五百円、
二人以上の場合四千円ということで見込んでゐる。五十八年度実績は一人世帯
三百十九件、二人以上が八十五件であるとの説明の後、お諮りいたしました
ころ全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であり
ます。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださるようお願い申し上げ、審

査報告とさせていただきます。

○議長(田村市郎君)

以上で委員長の報告は終りました。

これより委員長の報告に對する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君)

以上で質疑は終りました。

これより議案第十九号について採決いたします。

本案に對する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君)

御異議なしと認めます。よつて議案第十九号は、

委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(田村市郎君)

これより午後一時まで休憩いたします。

午前十一時五十四分

休憩

午後一時一分 開議

○議長(田村市郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第十六 議案第二十号 昭和五十九年度福生市老人保健医療特別会計予算を議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 仲村清信君登壇)

○厚生委員長(仲村清信君) 御指名がございましたので議案第二十号について委員会における審査の概要を御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。
(議案審査報告書) 別添参照

質疑として、老人保健法に伴うヘルス事業の中で機能訓練が六十一年度と比べているが、そのように実施できると考えているのか。

また老人保健法の適用による入院拒否があったか。あったとしたならば

どのように対処するかとの質問に対して、入院した人を強制的に退院させるという事は福生市においてはなかった。また、そういう場合、引き取る者がない場合はまず市町村に連絡しなければならぬということになっており市のケースワーカーに連絡し、一人暮らしの老人の場合は老人ホームとかの対応をしなければならぬことになっている。

機能訓練の関係は、現在、当市では六十一年度をめどに実施したいという予定であるが、まだ細かい検討に入っていないとの説明がなされました。

次に、老人健康法は担当している人員が一千九百五十七人、うち国保が一千百三十三人ということであるが、本年度新たに国保から老人保健法に入ってくる人員はどのくらいかとの質問に対して、国保は百三十五人の増、社保においては八人の減であるとの説明がなされました。

また、六十五歳以上の老人の身体障害者に対するマッサージを必要とする方たちに対して青梅市、羽村町では年間十四枚のサービス券を発行しているようであるが、福生市においてはどのように対応しているかとの質問に対して、障害者団体に対する助成の一環としてそれぞれの中でいろいろの

ことをやっているが、福生市においては福祉タクシーを実施している。こういう関係で各市ともそろそろの要望等があり、その中で議会等に認めて、いろいろな施策をやっているが、羽村でこういうことをやり、福生においてその時点ではマッサージにするか福祉タクシーにするかというところで検討したわけであるが、一度に両方を実施するといふことはなかなかできないので、障害者の皆さんに話を聞いて福祉タクシーがいいというふうな経緯によって今日にまである。このような説明がなされました。

また、昭島市においてはすべての保険がきくマッサージ師がいるというふうな聞いてある。福生においてはそういうところがあるかとの質問がございまして、その件については初めて聞くことで、今後、実態をよく調査して、そういうものが市内にあれば検討をしていきたいと、このような説明の後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださるようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長(田村市郎君)

以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君)

以上で質疑は終わります。

これより議案第二十号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君)

御異議なしと認めます。よって議案第二十号は、

委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(田村市郎君)

日程第十七 議案第二十一号 昭和五十九年度福生市福生都市計画事業福生土地画整理事業会計予算を議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 加藤謹之助君登壇)

○建設委員長(加藤謹之助君) 御指名がございましてので議案第二十一号

について審査報告をさせていたいただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。
(議案審査報告書) 別添参照

本予算は前年度に比べて四七%ほどの減であり五十八年度をもって東口の開発の事業が完了したが、主としては清算金の事務の施行に要する歳入歳出それぞれ一千七百三十三万二千円を定めようとする予算でありまして、これは現年度分として一千二百七十六万円で加美平分が三十九名分、東口分が二十六名分の清算金であり、前年度繰越金四百五十万円を計上した予算である。予備費として四百四十万七千円が計上してあるが、福生駅東口地区事業費はゼロに相なったとの説明があった後、委員より、換地清算徴収金は東口分が二十六名とになっているが、交付金の方は

十九名だが、間違いはないかとの質問があり、間違いないという回答でありました。

お諮りしましたところ全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告のとおり決定くださいますようお願い申し上げます。
して、審査報告とさせていただきます。

○議長(田村市郎君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

これより議案第二十一号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。 よって議案第二十一号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(田村市郎君) 日程第十八 議案第二十二号 昭和五十九年度福生市下水道事業会計予算を議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 加藤謹之助君登壇)

○建設委員長(加藤謹之助君) 御指名がございましたので、議案第二十二号 昭和五十九年度福生市下水道事業会計予算についての審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

まず委員より、一ページの総務費の中の使用料徴収事務委託料二千八百四十三万三千円は、郡の水道局に委託しているというが、上水道の委

託金は百七十八万六千円であるが、下水道の委託金の方が高いのはどういふことかとの質問に対して、上水道の方は直接自分のもので集めて、集金人に対する経費や賃金だけでありまして、下水道の方は水道料金と一組に集金してもらい、下水道使用料徴収費用の概算金額により負担率が決まるわけで、その中には建物償却費、構築物、機械、業務費等の諸経費がありますので、その負担率によって委託料が決まってくるとの説明がありました。

また、委員より、職員の関係で三名の増員のある点と歳入の諸収入中の雑入に谷戸沢広域処分場下水道負担金百八十四万三千円が入っているが、どのような性質の金であるかとの質問に対して、一点目の職員の三人の増は下水道費の中で西住宅の経費で国庫補助金、防衛施設庁の事務費で六名を計上していたが、工事が次第に少なくなり下水道会計に繰り入れたための増員である。

二点目の谷戸沢は三多摩広域処分組合から浸出液を青梅市公共下水道に入ってくれという申し出に対して五市二町が協議して多摩上処分場

に導入させた十年の補償料であるとの説明があった後、お諮りしましたところ全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。何とが当委員会報告のとおり決定くださいますようお願い申し上げます。

以上で委員長長の報告は終わりました。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

これより委員長長の報告に対する質疑を行います。

○議長(田村市郎君)

以上で質疑は終わります。

これより議案第二十二号について採決いたします。

本案に對する委員長長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長長の報告のとおり決することと御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君)

御異議なしと認めます。

よつて議案第二十二号は、委員長長の報告のとおり可決されました。

○議長(田村市郎君)

日程第十九 議案第二十三号 昭和五十九年度福生

市受託水道事業会計予算を議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 加藤謹之助君登壇)

○建設委員長(加藤謹之助君)

御指名がございましたので、議案第二十三号

昭和五十九年度福生市受託水道事業会計予算について審査報告を
させていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。
(議案審査報告書) 別添参照

本案は歳入歳出の総額は歳入歳出それぞれ五億四千二百四十八万円と定めようとするものであるとの理事者の説明があった後、質疑に入りませんが、集金事務委託料は個人に委託してあるようだが、高齢者事業団に委託したらどうかという質問に対し、ただいま事務委託料についてはその

ように準備中である。

また漏水の修理費に五百五十五万円がとつてあるが、ことしのうちに完了の
厳しいときには予算が足りるかとの質問に対して、個人負担で破損の箇所
は業者が修理代を取るので足りる。また、日曜日、祭日には正月梅か
ら青和という業者が修理にやつくるが、東京郡の指定店を福生の業
者に委託はできないか等の意見が出た後、お諮りしましたところ、全員異議
なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告のとおり決定くださいますようお願い申し上げます。
報告とせていただきます。

○議長(田村市郎君) 以上で委員長報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

これより議案第二十三号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よつて議案第二十三号は、

委員長報告のとおり可決されました。

○議長(田村市郎君) 日程第二十 議案第二十四号 市道路線の認定につ
いてを議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長
から報告を願います。

(建設委員長 加藤謹之助君登壇)

○建設委員長(加藤謹之助君) 御指名がございましたので、議案第二十四号に
ついて審査報告とせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本案は道路法第八条の規定に基づき市道三〇六号線を認定し、
うとするものであり、本件審査に入る前に現地視察を行い現状を十分
に把握した後、審査に入りました。

この道路は第二小学校の北西に位置した市道幹路二一四号線と同じ
く市道一六四号線を結ぶ道路用地熊川六八六番地 斎藤吉文氏が
二百三十・八九平方メートル、同じく熊川六〇一番地の斎藤道子氏が四百六
十八・二五平方メートルを寄附された幅員四・五メートル、延長百五十二・六メ
ートルの雨水排水施設の整備した道路でありますとの説明があった後、
お諮りしましたところ全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定
した次第であります。

何とぞ当委員会報告のとおり決定くださいますようお願い申し上げます、
審査報告とさせていただきます。

○議長(田村市郎君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

これより議案第二十四号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。

よって議案第二十四号は、
委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(田村市郎君) 日程第二十一 議案第三十号 昭和五十八年度福生

市一般会計補正予算(第七号)を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 生子国利君登壇)

○企画財政部長(生子国利君) 議案第三十号 昭和五十八年度福生市

一般会計補正予算(第七号)について御説明申し上げます。

予算書の内容に入る前に今回の補正予算の概要を御説明申し上げておきます。

今回の補正予算は特別交付税の交付額が三月十三日に決定されたことに伴い財政運営と財政調整上の観点から追加交付額を都市施設整備基金に積み立て、今後の財政の円滑化を図りたいという考え方で今回の補正予算を提案した次第でございます。

それでは内容について御説明を申し上げます。

一ページをお開きいただきます。第一条一項につきましては一億四千八百八十万八千円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ総額を百二十五億七千七百七十七万八千円と定めようとするものでございます。二項につきましては第一表の歳入歳出歳入歳出の補正予算の款項の区分、金額については第一表の歳入歳出補正予算によるものでございます。

次に四ページをお開きいただきます。まず歳入でございますが、今回特別交付税が二億九千九百九十七万円と決定され、先ほど御可決いただきました六号補正までにすでに予算化されているものが一億四千三百十六万二千

円でありまして差し引き一億四千八百八十万八千円を今回追加補正するものであります。地方交付税といたしましては、普通交付税につきましては十二億四千二百七十七万、特別交付税が先ほど申しましたように二億九千九百九十七万、総額で地方交付税は十五億三千二百二十四万七千円と相なる次第でございます。昨年より一億九千万円ばかり増加になっております。

次のページをお開きいただきます。歳入について御説明申し上げます。諸支出金の都市施設整備基金費であります。特別交付税一億四千八百八十万八千円を、予備費より百十九万二千元を充てし一億五千万円を積み立てようとするものでございまして、本年度積立総額は七億五千六百九十六万円と相なります。なお、取り崩しといたしましては一億九千万円の取り崩しをしております。実質的には五億六百九十六万円の積み立てと相なる次第でございます。

参考までに都市施設整備基金の五十八年度末の金額は二十三億八千五百五十六万一千円と相なる次第でございます。

次に予備費につきましては、都市施設整備基金の積立金の計数関

係から百十九万二千円を減額し基金に充当したため、予算総額は四千九百二万三千円としようとするものであります。

以上、はなはだ雑駁な説明でございますが、慎重御審議くださる原案どおり御可決くださりますようお願い申し上げ、説明にかえらせていただきます。

○議長(田村市郎君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に對する質疑を行います。

○十一番(原 敏子君) 一つだけお尋ねいたします。

この特別交付税がここで決定したわけですが、この決定額が云々というわけじゃないんですけれど、特別交付税の決定、この額に決定となった財政事情、それを教えてください。どういう——いろいろなのがありますね、災害だとか、いろいろなのがありますね。そういう中で福生の場合、ここで初めてのことでないんですけれど、ここで決定した額がなぜこういうふうな額に決定したのか、それを教えていただきたいと思います。

○企画財政部長(生子国利君) 特別交付税につきましては御承知のとおり

内容的には取り崩し基金手当てとして出て内容を報告されております。

それで、その中で当市としては基地の関係等の事業分が非常に多いわけです。それらを一応配慮されることと、それから、もう一つは特殊事情というところでやはり基地等の問題があるんじゃないかというふうに推測いたしますけれども、内容的には事実上、かいくいものところはずきりしております。(笑声) 申請としてはそういう内容を申請しておりますけれども、なお、これはある程度推測的な問題であると考えております。内容はつまりぶらかにわかっております。

○十一番(原 敏子君) そうしますと福生の場合は横田基地との関係で政治的なものがあるというふうなことだろうと思うんですけれども、こちらが申請しているのもそういう関係で特交を申請しているというふうに考えていいですね。

そうすると政治的な関係ということはどういうふうに考えておりますか。
○企画財政部長(生子国利君) 原議員さんがいつも申されておりますように、基地というものがあるんだからそれに対応しろということを指示されて